

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [経営対策活動](#) | [不払い残業の撲滅](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 不払い残業の撲滅

#### 不払い残業（サービス残業）を撲滅しよう

残業したのに、その時間に応じた割増賃金が支払われない「不払い残業」は労基法違反です。にもかかわらず、雇用リストラや成果主義の導入がすすむなかで、不払い残業が蔓延しています。あなたの会社はどうか。問題があればあなたも改善にむけてともに取り組みましょう。

サービス残業とは、1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて働いた場合や法定休日に働いた場合に、その時間に応じた割増を含んだ賃金が支払われないことをいいます。一般的には「サービス残業」といわれていますが、当然支払われるべき賃金が払われていないことから「不払い残業」と呼んでいます。

労働基準法上、法定労働時間を超えて働かせる（または法定休日に働かせる）ことが許されるのは、[1]災害などの非常事由による臨時の必要がある場合、[2]公務のために臨時に必要のある場合、[3]労使協定（36協定）による場合です。

また、労働基準法は36協定を結ばないで時間外労働をさせたり、時間外に働いたにもかかわらずその時間に応じた割増賃金を使用者が支払わないことを罰則をもって禁止しています。

労働者は「賃金不払い残業」に対し、使用者に労働に応じた割増賃金を請求できるだけでなく、是正されない場合は労働基準監督署に告発、裁判所に割増賃金と同額の付加金の支払い請求を行うことができます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

